

特定非営利活動法人日本歯周病学会

倫理委員会規程

(目的)

- 第 1 条 倫理委員会等をもたない医療施設及び研究機関で日本歯周病学会（以下「本学会」という。）に所属する会員が行う，又は本学会が主導する，人間を対象とした医学・歯学研究に対して，ヘルシンキ宣言及び臨床研究に関する倫理指針等の趣旨に添った倫理的配慮を図ること，および本学会に対する寄附金の受け入れについて本学会寄附金規程に基づくものであることを審査することを目的とする。

(設置)

- 第 2 条 前条の目的の達成のために，本学会に倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。委員会は以下の業務を行う。

(業務)

- 第 3 条 倫理委員会等をもたない医療施設及び研究機関で行う，または本学会が主導する，第 1 条の研究および医療行為に関する倫理上の問題，および本学会に対する寄附金の受け入れについて本学会寄附金規程に基づくものであることについて審査する。
- 2 その他，第 1 条の目的を達成するために必要な業務を行う。

(審査)

- 第 4 条 申請者から提出された実施計画あるいは出版，公表予定の内容，または受け入れる寄附金を審査の対象とする。
- 第 5 条 申請者は，第 1 条の研究を実施する場合には，事前に実施計画書を，寄附金を受け入れようとする場合には，事前に寄附金申込書を提出し，審査を受けなければならない。
- 第 6 条 委員会は，第 14 条第 1 項に関して定められた手続きを経た申請に対して，倫理的・社会的観点および科学的観点から審査する。審査を行うに当たっては，特に次の観点到留意しなければならない。ただし，寄附金の受け入れについては，本学会寄附金規程に基づくものであることに留意しなければならない。
- (1) 研究の対象となる個人の人権および情報の擁護
 - (2) 被験者に理解を求め同意を得る方法
 - (3) 研究によって生じる個人への不利益と危険性並びに医学・歯学上の貢献の予測
- 2 委員会は，利益相反に関する事項については利益相反委員会に審議を委ね

る。

(構成等)

第 7 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副理事長， 監事
- (2) 理事 2 名
- (3) 法律学の専門家等人文・社会科学の有識者（非会員） 1 名
- (4) 一般の立場を代表する外部の者（非会員） 1 名
- (5) その他理事長が必要と認めた者（会員） 若干名

2 委員会は、男女両性の委員により構成する。

3 第 1 項の第 2, 3, 4 および 5 号の委員は、理事長が委嘱する。

4 同条第 1 項の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときは、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

5 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

6 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

7 委員会が必要と認めたときは、当該専門の事項に関する学識経験者に意見を聞くことができる。学識経験者は委員長の意見を聞いて理事長が委嘱する。

8 委嘱された学識経験者は審査の判定に加わることはできない。

(招 集)

第 8 条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(定員数)

第 9 条 委員会は、委員の 3 分の 2 以上が出席し、かつ、第 7 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ会議を開くことはできない。

(判 定)

第 10 条 審査の判定は、出席委員全員の合意によるものとし、次の各号に掲げる表示により行う。

- (1) 非該当
- (2) 承認
- (3) 条件付承認
- (4) 変更の勧告
- (5) 不承認

(公 表)

第 11 条 委員会は、委員会の記録の概要を公表するものとする。ただし、公表により研究の独自性や知的財産権が侵害される可能性がある場合は、このかぎ

りではない。また、法令等により保有個人情報を提供する場合には、提出先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用形態等について書面を取り交わすものとする。

(秘密の保持)

第 12 条 委員会の委員は、職務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員会の公開)

第 13 条 委員会が必要と認めたときは、委員会を公開することができる。

(申請)

第 14 条 審査を申請しようとする者は、別紙様式第 1 による倫理審査申請書に必要な事項を記入し、委員長に提出しなければならない。

2 委員長は、審査終了後速やかに、その判定を別紙様式第 2 による審査結果通知書をもって申請者に通知しなければならない。

3 前項の通知をするに当たっては、審査の判定が第 10 条第 3 号、第 4 号または第 5 号である場合は、その条件または変更・不承認の理由などを記載しなければならない。

(違反等)

第 15 条 委員長は、申請者がこの規程に違反したとき、または違反する恐れがあるときは、理事長に報告するものとする。

2 理事長は、前項の報告を受けたときは、委員会の意見を聴取し、実施計画の修正または中止ないし取り消しを命じることができる。

(専門委員会)

第 16 条 専門の事項を調査検討するため、委員会に専門委員会を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する学識経験者のうちから委員長の意見を聞いて理事長が委嘱する。

3 委員会が必要と認めたときは、委員会に専門委員の出席を求めて調査検討事項の報告を受け、討議に加えることができる。ただし、専門委員は審査の判定に加わることはできない。なお、専門委員の任期は当該事業の審査終了の日までとする。

(補則)

第 17 条 申請者は、委員会に出席し、申請内容等を説明するとともに、意見を述べることができる。

第 18 条 この規程の変更は、委員会の議を経て、理事長がこれを決定する。

第 19 条 この規程に定めるもののほか、この規則の実施に当たって必要な事項は、委員会が別に定める。

(規定の改正)

第 20 条 規定の改正は理事会の議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 17 年 9 月 21 日に一部改正しその日をもって施行する。
- 3 この規程は、平成 19 年 9 月 20 日に一部改正しその日をもって施行する。
- 4 この規程は、平成 24 年 5 月 17 日に一部改正しその日をもって施行する。
- 5 この規程は、平成 25 年 2 月 8 日に一部改正しその日をもって施行する。
- 6 この規程は、平成 25 年 5 月 30 日に一部改正しその日をもって施行する。

特定非営利活動法人日本歯周病学会

利益相反委員会規程

(設 置)

第 1 条 日本歯周病学会（以下「本学会」という。）に、本学会及び会員の活動に関わる利益相反に適切に対処するとともに利益相反に関する重要事項を審議するため、必要に応じて利益相反委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、厚生労働科学研究における利益相反の管理に関する指針等に基づき次に掲げる事項を審議する。

- (1) 利益相反マネジメントポリシーに関すること。
- (2) 利益相反ガイドラインに関すること。
- (3) 本学会及び会員の活動に関わる利益相反の自己申告に関すること。
- (4) 利益相反に関する調査及び審査に関すること。
- (5) その他利益相反に関する重要事項

(組 織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 本学会評議員（理事を含む） 若干名
- (2) 本学会員以外の有識者 1 名
- (3) その他理事長が必要と認める者 若干名

2 前項の委員は、理事長が委嘱する。

3 前項第 1 号で指名される委員が当該議事における利益相反に含まれる場合には委員会の審議に参加しない。この場合は、委員長が当該議事における利益相反に含まれない理事を臨時委員として指名することができる。

(任 期)

第 4 条 委員の任期は当該議事の審議期間のみとし、再任を妨げない。

(委員長)

第 5 条 委員会の委員長は理事長が指名する。ただし、委員長が当該議事における利益相反に含まれる場合には副委員長がその職務を代行する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長は副委員長を指名する。委員長に事故等があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(議 事)

- 第 6 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき、あらかじめ書面をもって意思を表示した者は、これを出席者とみなす。
- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

- 第 7 条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(秘密保持)

- 第 8 条 委員会の委員は、会議において知り得た情報を他に漏らしてはならない。その委員を退いた後も同様とする。
- 2 前項の規定は、第 7 条の規定により委員会に出席を求められた者及び次条の規定により事務を行う者について準用する。

(事 務)

- 第 9 条 委員会の事務は、本学会事務局において処理する。

(雑 則)

- 第 10 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(規定の改正)

- 第 11 条 規定の改正は理事会の議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成 23 年 9 月 23 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 25 年 5 月 30 日に一部改正しその日をもって施行する。

特定非営利活動法人日本歯周病学会

寄附金規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人日本歯周病学会（以下「本学会」という）倫理委員会規程第 1 条の規定により本学会が受け入れる寄附金について、その取扱いに関し必要な事項を定め、その適正な運用に資することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規程において寄附金とは、本学会の業務の実施を財政的に支援する目的で寄附される現金及び有価証券であって、次の各号のいずれかの経費に充てるものをいう。

- (1) 研究の推進に要する経費
- (2) 若手育成を目的とする経費
- (3) その他本学会の業務遂行に要する経費

(申し込み時の取り扱い事務)

第 3 条 寄附金の申し込みにあたって申込書に次の事項を記載する。

- イ 寄附者の住所、氏名、所属団体・機関
- ロ 寄附金又は有価証券の額
- ハ 寄附金の使途

(受け入れの制限)

第 4 条 本学会の趣旨に鑑み、次の各号のいずれかに該当する場合には、寄附金を受け入れることができない。

- (1) 反社会的、政治・思想的企業、団体からの寄付にかかるもの
- (2) 企業、団体の売名を目的とするもの
- (3) 利益誘導のあるもの
- (4) その他、本学会の趣旨にそぐわないもの

(使用の原則)

第 5 条 寄附金は、一定期間内での使用を原則とする。

(受け入れの審査)

第 6 条 寄附金の受け入れの審査は、倫理委員会が行う。

- 2 審査基準は別に定める。

(受け入れ時の取り扱い)

第 7 条 寄附の申し込みを受け入れる場合は原則として理事会の承認を得なけれ

ばならない。

2 寄附の申し入れを受け入れる場合には、当該寄附者に寄附金受入書を送付する。

3 寄附金を受領したときは、寄附者に対して領収書を発行する。

(雑 則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、この規程を実施するために必要な事項は、別に定める。

第 9 条 この規程の改正は、倫理委員会および理事会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 23 年 9 月 23 日から施行する。